

## 陳 情 文 書 表

令 7 陳 情 第 6 号	令 和 7 年 2 月 4 日 受 理
件 名	子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の健康被害に対する審査を実施することを求める陳情
陳 情 者	秦野市名古木 4 - 2 県営アメニティ名古木 1 - 1 0 3 時田 幸花
陳 情 の 要 旨	
<p>2010年から国の緊急促進事業で実施された子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種による健康被害に遭ってから10年以上が経過しました。</p> <p>秦野市は、平成27年9月にアンケートで子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種後の健康調査を行った後、残念なことにそれ以降のフォローがありません。</p> <p>予防接種の被害を受けたと診断されてから10年以上が経過しましたが、今もまだ治療方法も治療薬もない状態が続いていて、社会復帰どころか普通の生活を送ることすら困難です。</p> <p>予防接種後の健康被害に対する救済制度は、国・県・自治体に対して行う3つの方法があり、国に対する申請は現在も続けていますが、認定を受けられず今に至っています。審査の内容に不信感を持ち、審査方法について情報公開請求を行いました。が、まともな審査が行われていないと感じる内容でした。また、審査に不服があっても国側は一切回答せず、診断書も無視され、毎回同じ理由をつけて申請を棄却してきます。</p> <p>また、県については現在、子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）がA類疾病に分類されていますが、接種を受けた当時は緊急促進事業の任意接種だったため、申請できないということでした。新型コロナワクチンの臨時接種は任意接種でも申請を受けてもらえるのに、緊急促進事業で受けた子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）はなぜかできないそうです。</p> <p>さらに、自治体については、予防接種による障害に対して補償するために加入している保険があり、被害者は自治体に対して請求する権利が、また自治体は保険会社に請求する権利があります。</p> <p>副反応による重度の障害を負い後遺症が残りましたが、予防接種事故賠償保</p>	

険請求の審査も進んでいません。この保険が「全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度」といい、申請中です。

秦野市が加入してから現在まで、過去に一度も保険請求がない、支払いもされたことがない保険ですが、今こうして実際に予防接種による事故の申請をした後、何年も放置された状態が続いています。

この制度は、予防接種事故に対しての専門の保険であるのに、被害者側が診断書を提出しても審査が進まないということは、車両保険であるなら、被害者側がすでに車の修理を終えているのに、それにかかった費用を正当に請求しても、保険会社が審査中として支払いを渋っているという状況です。

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）による障害を負ったことで支払った医療等に関する費用、そしてこの支払いが今後も続くことが分かっているほど重篤な後遺症を負ったにもかかわらず、本来受けるべき補償が受けられていません。

緊急促進事業として、この予防接種を実施した秦野市には、「全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度」の契約者として、そして被害者側の立場となって、積極的に強く、引受け幹事保険会社に対して審査の催促をしてください。

#### 陳情事項

緊急促進事業で子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種を実施した自治体として、予防接種の被害者が今後の治療や生活を安心して続けられるよう、引受け幹事保険会社に対して、被害者に寄り添った形での審査をするように促すこと。